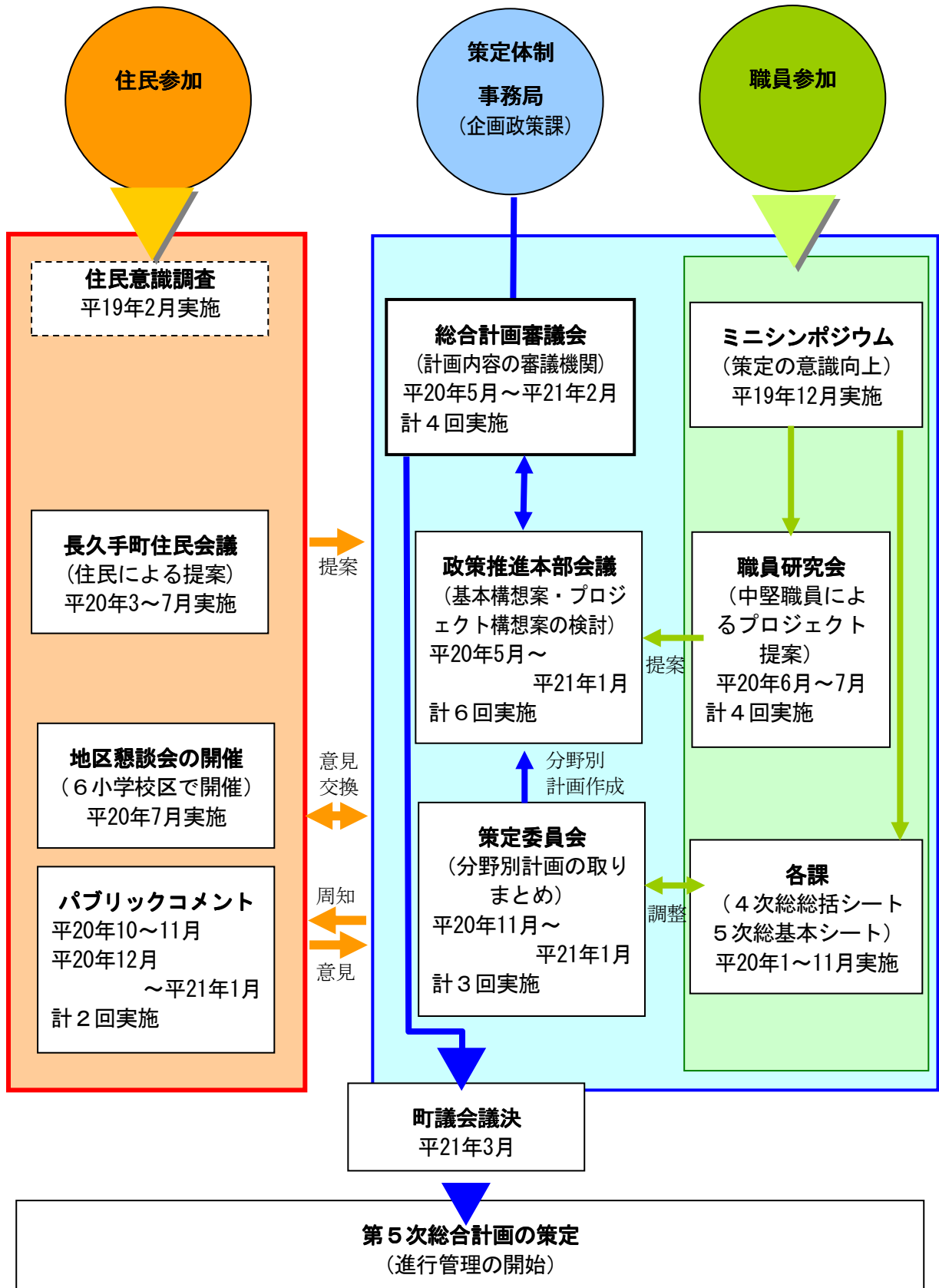


参考資料

1	総合計画策定体制	145
2	総合計画策定経過	146
3	総合計画審議会	150
4	住民参加	153
	(1) 住民意識調査	
	(2) 住民会議	
	(3) 地区別懇談会	
	(4) パブリックコメント	
5	用語説明	162

1 総合計画策定体制



2 総合計画策定経過

●：会議 ○：関連事項

	総合計画審議会	政策推進本部会議	策定委員会	各課	職員研究会	長久手町住民会議	地区懇談会	住民周知	内容
平成19年 2月									住民意識調査実施 ・18歳以上の住民3,000人対象（回答率56%）
3月									住民意識調査報告書作成
4月～6月									第5次総合計画策定方針の検討
7月～12月									策定スケジュール、住民参加方法の協議 第5次総合計画策定に向けた基礎的調査
12月 1日 18日	○			○		○		●	総合計画審議会委員・住民会議メンバー公募 （～12月25日、町広報12月号掲載） ミニシンポジウム ・「今後の総合計画に求められること、期待されること」 講師：吉村輝彦准教授（日本福祉大学） ・先進自治体事例報告「岐阜県多治見市における計画への参加のあり方」 講師：岐阜県多治見市企画部企画課
平成20年 1月				●					第4次総合計画分野別計画評価表作成
2月 11日				●				●	第4次総合計画分野別計画評価表追加作成 ・全265項目について内部評価を実施 ケーブルテレビでの周知（～22日） ・策定趣旨、スケジュール
3月 25日								●	第4次総合計画分野別計画総括表作成 ・外部評価（住民意識調査）とのクロス分析 第1回住民会議 ・第5次総合計画策定の趣旨、住民会議の役割

		総合計画審議会	政策推進本部会議	策定委員会	各課	職員研究会	長久手町住民会議	地区懇談会	住民周知	内容
4月	12日						●			将来人口フレームの検討（～6月） 第2回住民会議 ・10年後の長久手町の将来ビジョンについて
5月	9日		●							第1回総合計画政策推進本部会議 ・今後の策定体制、スケジュール
	12日						●			第3回住民会議 ・長久手町の将来ビジョンの設定
	16日	●								第1回総合計画審議会 ・総合計画審議会委員委嘱 ・第5次総合計画の諮問
	27～ 28日			○	○	○				職員全体学習会 ・現状・特質からみた長久手町の可能性
	29日						●			第4回住民会議 ・将来ビジョンに向けた具体的提案①
6月	7日				●					第5次総合計画分野別計画基本シート作成（～7月） 第5回住民会議 ・将来ビジョンに向けた具体的提案②
	24日						●			第6回住民会議 ・検討結果の取りまとめ
	30日					●				第1回職員研究会 ・職員研究会の役割、提案テーマの検討
7月	10日					●				第2回職員研究会 ・提案テーマに対する課題の検討
	12日							●		地区懇談会①（東小学校区） ・長久手町の現状と課題、将来に向けた意見（2回目以降も同様の内容） 第7回住民会議 ・提案発表会

		総合計画審議会	政策推進本部会議	策定委員会	各課	職員研究会	長久手町住民会議	地区懇談会	住民周知	内容
7月	15日 17日 18日 21日 23日 24日 29日					●		● ● ● ● ●	●	地区懇談会②（長久手小学校区） 第3回職員研究会 ・提案内容の検討 地区懇談会③（南小学校区） ケーブルテレビでの周知 ・策定経過報告（～27日） 地区懇談会④（北小学校区） 地区懇談会⑤（市ヶ洞小学校区） 第4回職員研究会 ・提案発表会 地区懇談会⑥（西小学校区）
8月	22日		●							分野別計画基本計画シート分析（～9月） 第2回総合計画政策推進本部会議 ・基本構想案の検討
9月	24日		●							第3回総合計画政策推進本部会議 ・基本構想案の検討
10月	8～ 9日 14日 17日 27日	●			●					分野別計画基本シート各課ヒアリング 第2回総合計画審議会 ・基本構想案の審議 ● 中間パブリックコメント（～11月17日） ・基本構想案の周知および意見募集 ● ケーブルテレビでの周知（～12月1日） ・基本構想案および中間パブリックコメントの周知
11月	4日		●							第4回総合計画政策推進本部会議 ・主要プロジェクト案の検討

		総合計画審議会	政策推進本部会議	策定委員会	各課	職員研究会	長久手町住民会議	地区懇談会	住民周知	内容
11月	14日		●	●						第1回総合計画策定委員会 ・分野別計画の策定体制およびスケジュール
	20日			●						第5回総合計画政策推進本部会議 ・主要プロジェクト案の検討 第2回総合計画策定委員会 ・分野別計画案の検討
12月	2日	●								第3回総合計画審議会 ・基本構想案、基本計画案の審議
	9日							●		全体パブリックコメント (～平成21年1月9日) ・総合計画案の周知及び意見募集
平成21年	1月			●						第3回総合計画策定委員会 ・分野別計画案の取りまとめ
	21日		●							第5回総合計画政策推進本部会議 ・第5次総合計画案の取りまとめ
2月	2日	●								第4回総合計画審議会 ・第5次総合計画答申案の審議
	6日	●								第5次総合計画の答申
	26日									議会上程 ・第5次長久手町基本構想について
3月	23日									第5次長久手町基本構想議決
4月	1日									第5次総合計画に基づく町政運営スタート

3 長久手町総合計画審議会

(1) 委員名簿（五十音順、敬称略）

	氏 名	役 職 名
1	相原 愛	公募住民
2	青山 宏	社会福祉協議会会長
3	浅井 信義	自治会連合会・区長会会長
4	岩田 昭彦	老人クラブ連合会会長
5	大河原 良	文化協会会長
6	勝野 浩	東名古屋医師会長久手支部長
7	加藤 貴志子	教育委員会代表
8	菊地 正悟	愛知医科大学教授
9	佐々木 雄太	愛知県立大学学長
10	島田 善規	公募住民
11	谷澤 明	愛知淑徳大学教授
12	寺島 末美	商工会会長
13	水野 賢二	土地区画整理組合協議会会長
14	山本 理絵	愛知県立大学准教授
15	横田 浩臣	名古屋大学名誉教授
16	吉田 和子	公募住民
17	吉田 智夫	あいち尾東農業協同組合長久手支店長
18	吉田 濱一	農業委員会会長
19	吉田 美千代	PTA 連絡協議会代表
20	渡辺 聖司	公募住民

(2) 開催日程

回数	開催日	会議報告
第1回	平成20年5月16日（金） 午後1時～2時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会長及び職務代理の選出 ・ 諮問 ・ 第5次総合計画策定趣旨、策定体制、スケジュールについて ・ 今後の審議の進め方について
第2回	平成20年10月14日（火） 午後2時～4時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回審議会以降の進捗状況について ・ 第5次総合計画基本構想（案）について
第3回	平成20年12月2日（火） 午後2時～4時10分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本構想案について ・ 主要プロジェクト骨子及び分野別計画案について
第4回	平成20年2月2日（月） 午後2時～4時	<ul style="list-style-type: none"> ・ パブリックコメントの結果について ・ 第5次総合計画答申案について

(3) 長久手町総合計画審議会条例

昭和三十九年四月一日

条例第十二号

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百三十八条の四の規定に基づき、長久手町総合計画審議会の設置および運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 町長の諮問に応じ、本町の総合計画に関し、必要な調査および審議を行なわせるため総合計画審議会を置く。

(組織)

第三条 審議会は、委員二十名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者について町長が委嘱する。

一 教育委員会の委員

二 農業委員会の委員

三 公共的団体の役職員

四 学識経験を有する者

五 住民の代表

六 その他町長が必要と認める者

(会長)

第四条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代理する。

(委員)

第五条 委員の任期は二年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第六条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し可否同数のときは会長の決するところによる。

(雑則)

第七条 この条例で定めるもののほか審議会に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、昭和三十九年四月一日より施行する。

附 則(昭和四〇年条例第一二号)

この条例は、公布の日より施行して、昭和四十年十二月一日より適用する。

附 則(平成元年条例第二号)

この条例は、平成元年四月一日から施行する。

付 則(平成一五年条例第七号)

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

(4) 諮問及び答申

① 諮問

20長企第111号

平成20年5月16日

長久手町総合計画審議会会長 殿

長久手町長 加藤 梅雄

第5次長久手町総合計画について（諮問）

第5次長久手町総合計画の策定について、長久手町総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

② 答申

平成21年2月6日

長久手町長 加藤 梅雄 殿

長久手町総合計画審議会
会長 佐々木 雄太

第5次長久手町総合計画について（答申）

平成20年5月16日付け20長企第111号にて諮問のありました第5次長久手町総合計画案について、本審議会において慎重に審議した結果、行政計画の指針として妥当であると認めます。

21世紀は「人間の時代」として「持続可能な循環型社会」への転換が不可欠です。本審議会では、住民のいきいきとした暮らしを支える活気に満ちたまちの実現を基本目標に、人がつながる交流など新たな魅力を創出すること、あるいは森と田園を大切にしながら、人にも自然にもやさしい生活空間をつくることを念頭に、計画の検討を進めてまいりました。

その結果、「人が輝き 緑あふれる 交流都市 長久手」を目指す本計画は、継続的に発展するまちにふさわしい将来像であり、この将来像を目指すための基本方針や個別施策も適切なものと考えます。

計画の推進にあたっては、審議の過程で出された意見に十分配慮するとともに、本町が目指す将来像の実現に向けて、個別施策の計画段階での住民参加を促進するなど、住民との協働に最善を尽くされるよう要望します。

世界的な経済危機の下で計画の実現が危ぶまれる側面もありますが、このような厳しい時代であればこそ将来計画を明確に掲げ、限られた財政の中で効率的な行財政運営を図りながら、本計画を推進していただくことを併せて要望します。

4 住民参加

(1) 住民意識調査

①実施概要

実施期間：平成19年2月

対象：18歳以上の住民の中から3,000人を無作為抽出

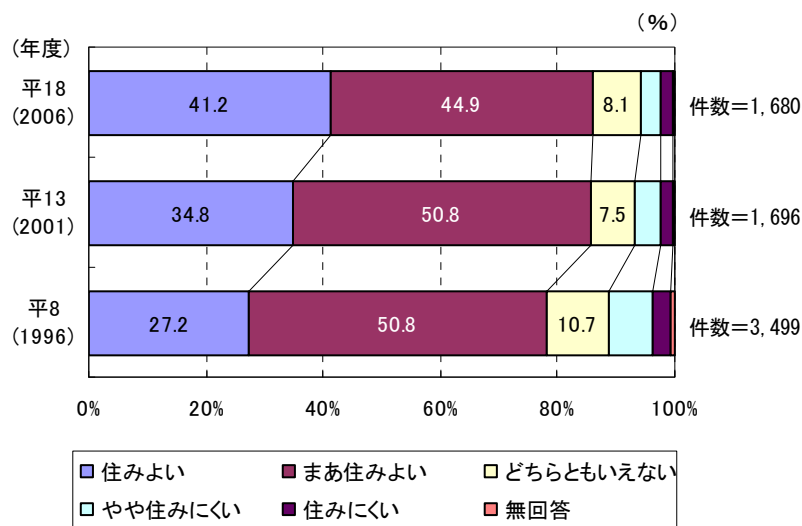
回収件数：1,680人（回収率56.0%）

②結果の概要

■意識の経年変化

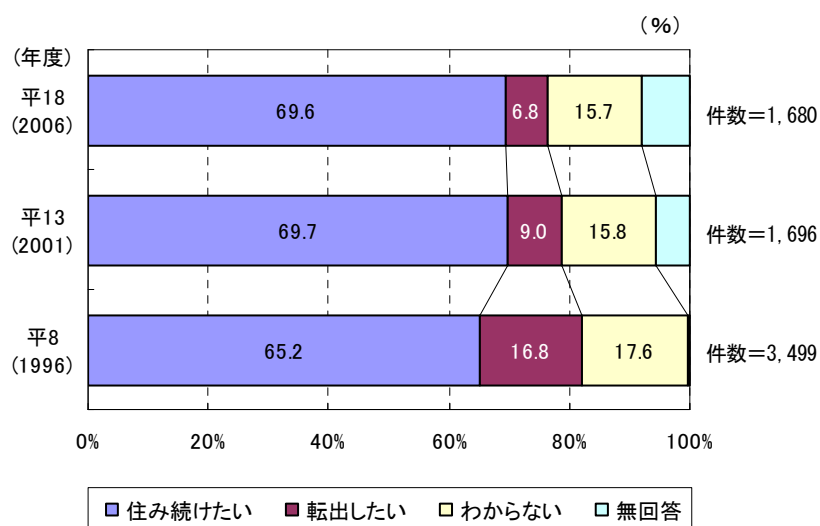
住み心地

- ・住み心地をよいと感じる割合は年々上昇。



定住意向

- ・住み続けたい割合は平成8年度から同13年度では上昇したものの、同13年度から同18年度ではほぼ横ばい。



■施策の推進状況評価と重要度

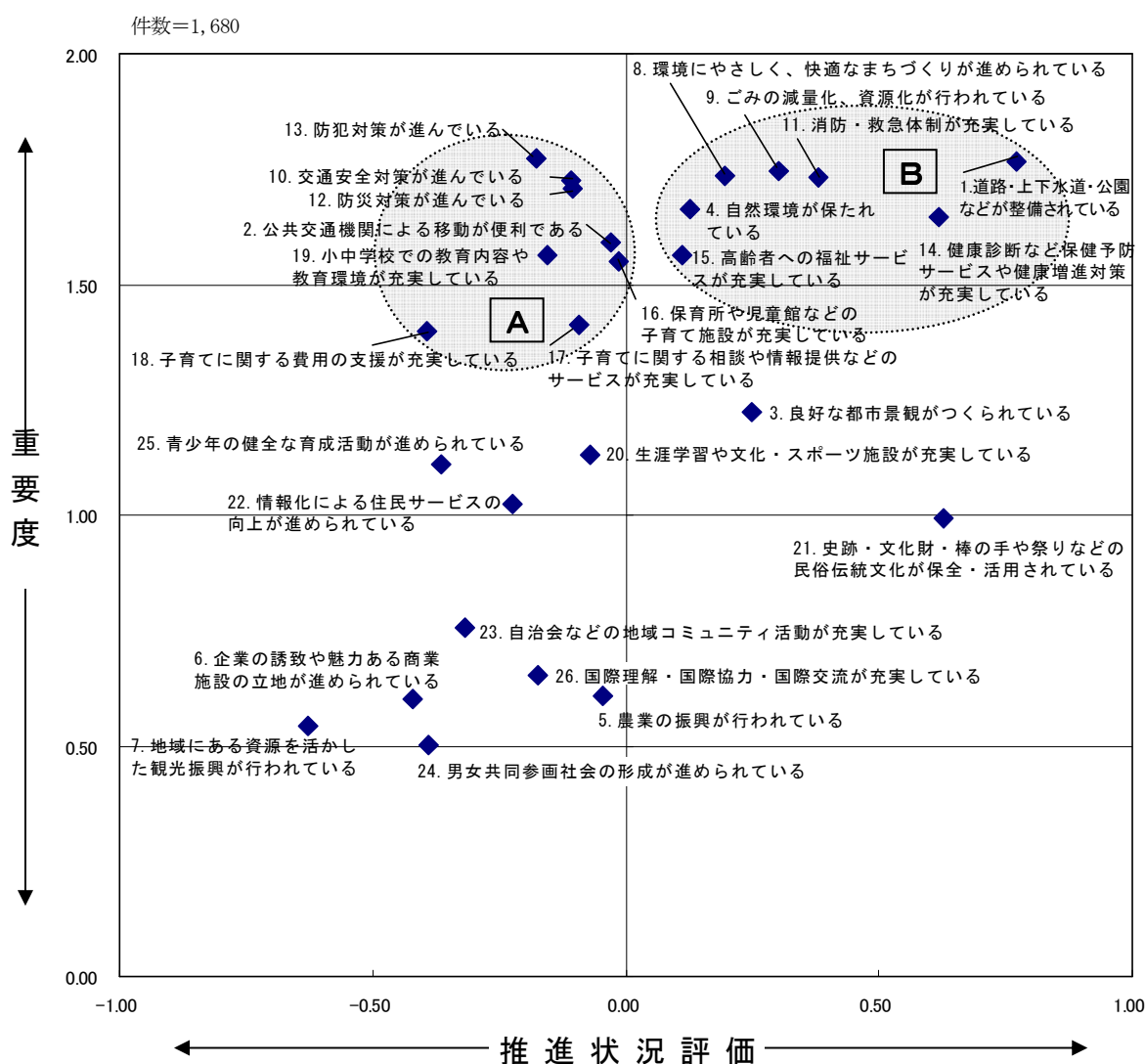
第4次総合計画で掲げている26項目についての評価は次のとおり。

A. 底上型の項目（重要度が高く推進状況評価が低い項目）

- ・防犯・交通安全・防災、子育て支援、保育・児童施設、小中学校における教育施策、公共交通施策など。

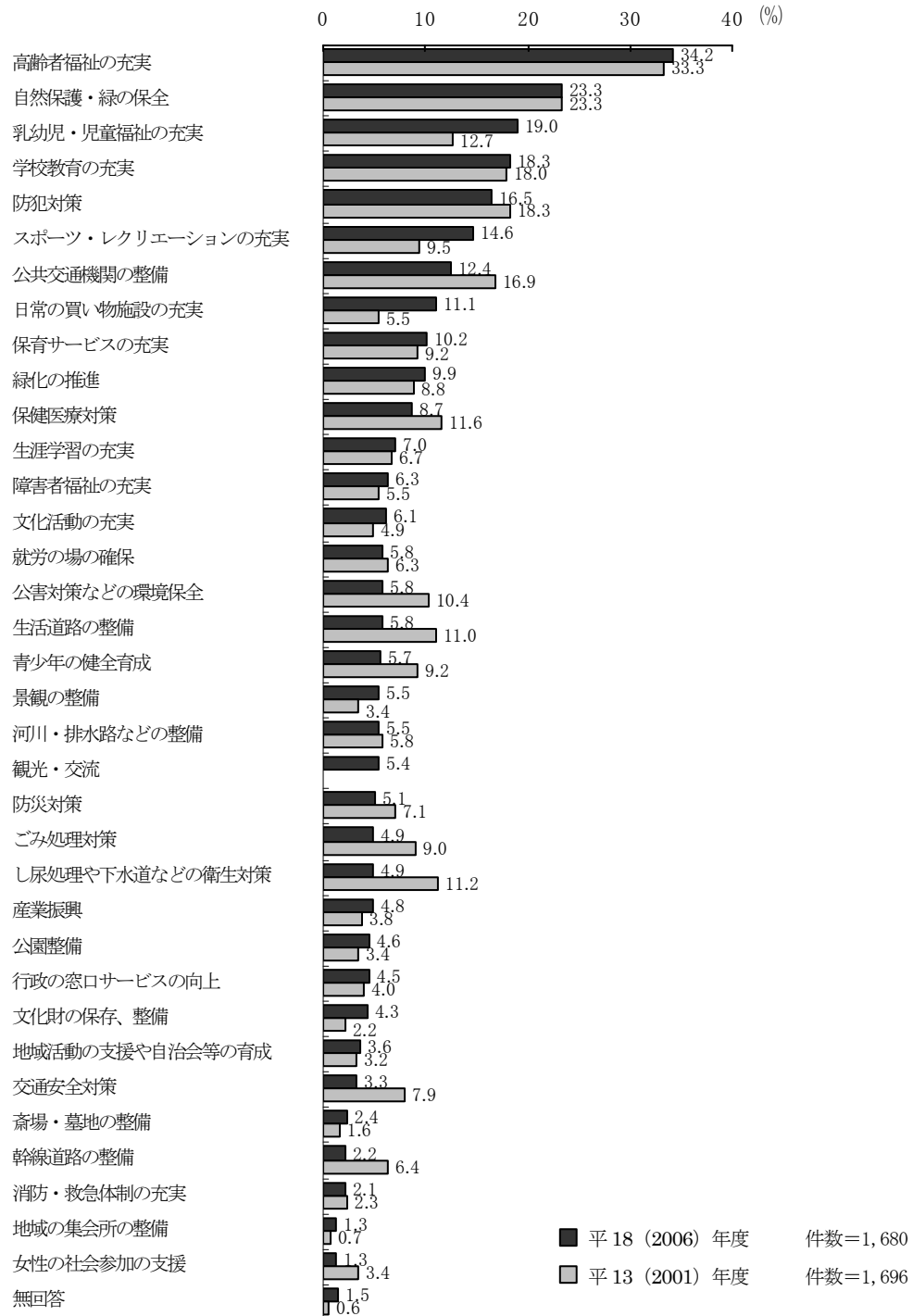
B. 上型の項目（重要度も推進状況も高い項目）

- ・都市基盤整備、健康増進事業、ごみ・環境対策、高齢者福祉、消防・救急など。



■今後の重点施策（複数回答）

- ・上位は、「高齢者福祉の充実」「自然保護・緑の保全」「乳幼児・児童福祉の充実」「学校教育の充実」「防犯対策」など。
- ・前回調査と比較すると、「乳幼児・児童福祉の充実」「スポーツ・レクリエーションの充実」「日常の買い物施設の充実」が5ポイント以上増加している。

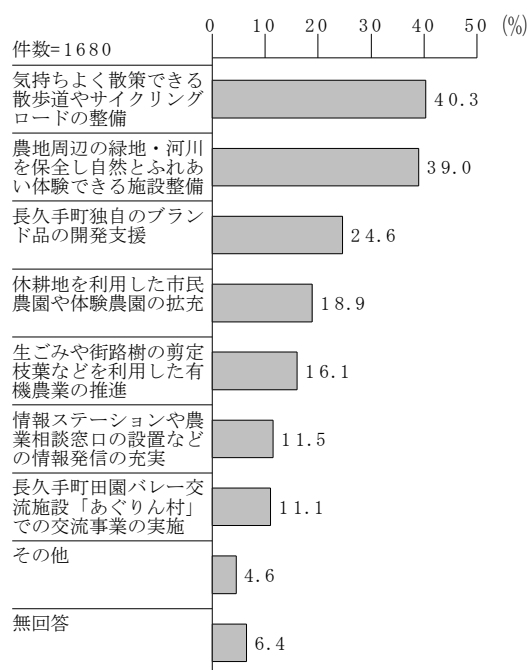


※前回調査では、「観光・交流」の選択肢の設定はない。

■各種プロジェクトについて

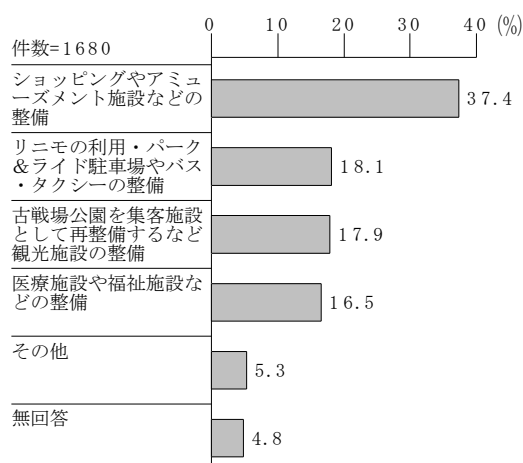
田園バレー事業を継続していく上で今後必要な施策（複数回答）

- ・「散歩道やサイクリングロードの整備」「農地や周辺の緑地・河川を保全し自然とのふれあいを体験できる施設の整備」が約4割と多い。



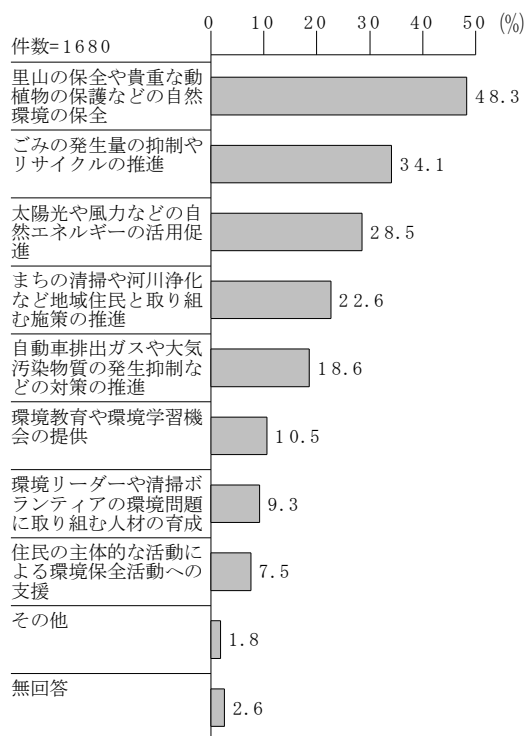
中央地区のまちづくりの方向性

- ・「ショッピングやアミューズメント施設などの整備」が最も多い。



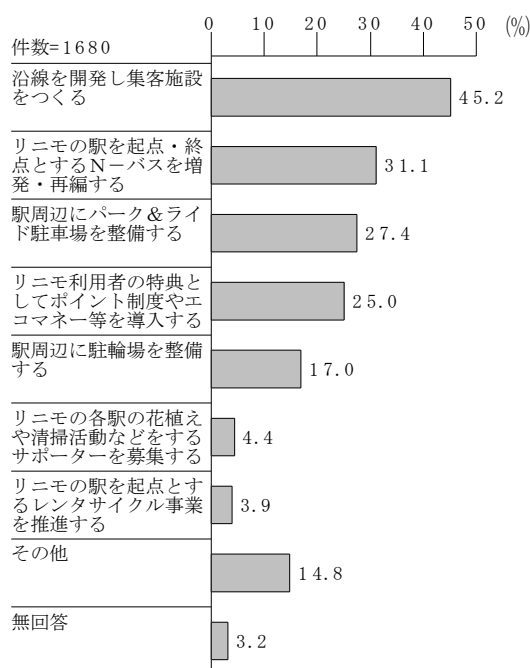
万博理念継承として優先すべき環境施策（複数回答）

- ・「自然環境保全」が最も多く、「ごみ発生量の抑制」「リサイクル推進」「自然エネルギー活用促進」など様々な取り組みへの期待が高い。



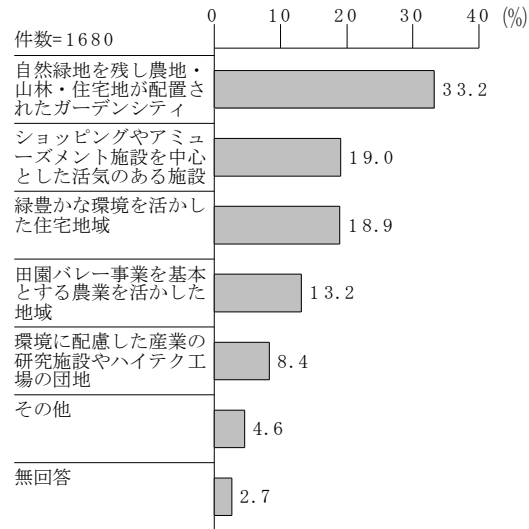
リニモの利用促進に向けて町が取り組むべき効果的な施策（複数回答）

- ・「沿線開発で集客施設をつくる」が最も多く、「Nーバス増発・再編」「駅周辺にパーク&ライド駐車場整備」「ポイント制・エコマネー等の導入」が続いている。



リニモ沿線東部地域（長久手古戦場以東）の今後の土地利用の方向性

・「農地・山林・住宅がバランスよく配置されたガーデンシティ」への期待が最も多い。



(2) 長久手町住民会議

① 参加者の募集

平成19年12月号広報で参加者を公募して選定。募集期間は同年12月1日～25日。

② 住民会議メンバー名簿 (敬称略)

	氏名	グループ
1	岩瀬 信廣	Aグループ
2	魚住 俊文	
3	清野 順市	
4	羽瀨 伊平	
5	松平 俊慶	
6	松原 清美	
7	浅岡 弘子	Bグループ
8	石原 誠	
9	瀬川 典子	
10	丹澤 啓吉	
11	樋口 ひろみ	
12	藤森 幹人	
13	松原 勝征	Cグループ
14	伊藤 弘繁	
15	梅田 小夜	
16	梅村 智子	
17	近藤 均	
18	清水 恒雄	
19	鶴 勲	

③ 住民会議の日程

回数	開催日	会議報告
第1回	平成20年 3月25日(火)	第5次総合計画の趣旨、住民会議の目的・役割等について ○説明：第5次総合計画趣旨、住民会議役割、長久手町の現状 ○意見発表：自己紹介、町の将来像など
第2回	4月12日(土)	10年後の長久手町の将来ビジョンについて ○グループ討議・発表：10年後の長久手町の将来ビジョンについて
第3回	5月12日(月)	長久手町の将来ビジョンの設定について ○会議の愛称の決定 「『長久手まちづくり』住民サミット」 ○グループ討議・発表：長久手町の将来ビジョンの設定について
第4回	5月29日(木)	将来ビジョンに向けた具体的提案
第5回	6月7日(土)	○グループ討議・発表：将来ビジョンに向けた具体的提案
第6回	6月24日(火)	検討結果のとりまとめ
第7回	7月12日(土)	提案発表会

④ 提案書の概要

Vision1 万博の理念を継承するまち

長久手田園バレー事業の実績を生かした「川と農の再生」と、「エコ」をキーワードとして自然と共生するライフスタイルへと転換していく「未来へつなげるエコ長久手」の実現を目指す。

1 「川と農の再生」への提案

- 香流川の再生プロジェクト「香流川満喫宣言！」
- 農の再生プロジェクト「耕作放棄地ゼロ宣言！」

2 「未来へつなげるエコ長久手」への提案

- 環境にやさしい暮らしプロジェクト「町民エコ宣言！」
- 快適サイクルライフプロジェクト「自転車全開宣言！」
- 万博理念を継承するボランティアづくり

Vision2 みんながつながる花園のまち

シニア層から子育て世代、子どもまで、あらゆる世代が楽しく暮らせ、子どもと大人が一緒にふれあう中から、自然とあいさつを交わし、文化や伝統が受け継がれる、そんな花園（＝たまり場）のまちを目指す。

- 人々が集まり、つながる拠点をつくる
- 地域の花園コミュニティを咲かす
- 今ある自然・モノを活用する
- 里山をおもてなしに活用する
- 花園をつなぐ輪（和）をつくる

Vision3 長久手“げいじゅつ”キャンパス

質の高い芸術・文化施設を有効に活用し、まち全体がキャンパスとなって芸術・文化を育むまちを目指す。

1 長久手の資源・資産の掘り起こしへの提案

- 歴史資産や文化資源の連携
- 万博成果の継承（太陽電池や水素ガスなどを使った新たな交通手段「N-ECOバス」）
- 名人・オタクを発掘する

2 「静から動へ仕掛ける」への提案

- 長久手町と愛知県立芸術大学とのコラボレーション
- 地域に開く（「アートカフェ」の運営）
- 子どもを育てる（「平成こども塾」の芸術版をつくる）
- 楽しめる仕掛けと場を提供する

3 「情報を発信し集客する」への提案

- アニメと環境を結び付けた新たな芸術祭－ながくて環境げいじゅつ祭（仮称）－
- 世界へ発信する

Vision1～Vision3に共通して必要な協働

様々な取り組みを進めるために、地域、NPO・ボランティアと行政の協働が不可欠である。

(3) 地区懇談会

第5次総合計画策定にあたり、住民の皆さんにこれからのまちづくりについてご意見、ご提案をいただき、計画に反映していくため、6小学校区において地区別懇談会を開催し計170名の方にご参加いただきました。

① 周知方法

平成20年7月号広報、町ホームページ、自治会回覧版、ケーブルテレビ

② 開催結果

期 日	会 場	参加者数	対象校区
7月10日(木)	福祉の家2階集会室	23名	東小学校区
7月15日(火)	役場西庁舎3階研修室	22名	長久手小学校区
7月18日(金)	杵ヶ池体育館会議室	32名	南小学校区
7月23日(水)	北小学校多目的室	49名	北小学校区
7月24日(木)	市が洞小学校多目的室	23名	市が洞小学校区
7月29日(火)	文化の家光のホール	21名	西小学校区

(4) パブリックコメント

第5次総合計画の内容を住民の皆さんにお知らせするとともに、計画案についてご意見、ご提案をいただき、計画に反映するため、平成20年10月から11月にかけて基本構想案に対する中間パブリックコメントを、また同年12月から翌21年1月にかけて総合計画全体のパブリックコメントを実施しました。

周知方法	平成20年10月・12月号広報、町ホームページ、ケーブルテレビ	
公表方法	役場企画政策課、行政情報コーナー（役場西庁舎）、町ホームページ	
募集方法	持参、郵送、ファックス、Eメール	
募集期間	中間パブリックコメント	平成20年10月17日（金）～11月17日（水）
	全体パブリックコメント	平成20年12月9日（火）～21年1月9日（金）
意見内訳	中間パブリックコメント	5名、18件
	全体パブリックコメント	3名、26件

5 用語説明

語句	説明	ページ
あいち学術研究開発ゾーン構想	大学や多くの研究・開発機関が集まる名古屋東部丘陵地域における総合的な地域整備を目指した県の構想。	5 2
愛知県救急医療情報システム	24 時間、365 日、症状に応じ、診療可能な医療機関の情報を手に入れられるシステム。	9 3
アウトリーチ事業	日ごろ、芸術や文化に触れる機会の少ない市民に対して、文化施設や芸術が働きかけを行うこと。	1 1 6
生きる力	国が定めた学習指導要領に基づき、変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちに身に付けさせたい「確かな学力」「豊かな人間性」「健康と体力」の3つの要素からなる力。	1 0 8
一級河川	国土保全上または国民経済上特に重要な水系で、河川法に基づき国土交通省が指定したもの。	4 2
移動系防災行政無線	市町村が防災行政のために設置・運用する防災無線のことで、このうち災害対策本部と災害現場の職員との情報収集・伝達するためのシステム。	7 3
エコマネー制度	日常的なエコ活動が、ポイントや地域通貨という形で反映される仕組み。	1 2 3 3
エコモビリティ	自動車と公共交通・自転車・徒歩などをかきこく使い分ける、環境にやさしい交通移動に関する取り組みのこと。	1 3 3 3
カーシェアリング	あらかじめ登録した会員の間で自動車を共同使用するサービス。	3 3
起債	国債、地方債、社債などの債券の発行や募集をすること。狭義では、地方公共団体が地方債を発行（起こす）ことを指す。	1 4 1
キス&ライド	家族などに駅まで送迎してもらい、電車やバスに乗ること。	6 3
給食事業	子どもの望ましい食習慣の形成のため、本町では、保育園給食・学校給食を実施。	9 8
狭あい道路	幅員4メートル未満であるが、建築基準法第42条第2項の規定により町長が認めた道路を指す。建築基準法では、原則として幅員4メートル以上なければ道路とみなされない。	5 2 5 3
クールスポット	都市において植栽や水辺などをつくることにより、周囲より気温が低くなる場所。	3 9
景観行政団体	景観法に基く諸施策を実施する地方公共団体のこと。町の場合は都道府県と協議し、その同意を得た場合は、景観行政団体となることができる。景観行政団体は、景観法に基づき景観計画の策定・変更や景観計画に基づく規制などの業務を行う。	6 4

語句	説明	ページ
景観形成作物	収穫を目的とせず、景観の形成を目的としたヒマワリ、コスモス、菜の花、レンゲなどの作物のこと。	4 1
健康づくり事業	国の「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」に基づき、健康の保持及び増進を推進する町の事業	9 4 9 6
健全化判断比率	資金繰りの状況や将来の財政状況をあらわす指標のことで、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標であらわす。	1 4 0
5 R	廃棄物が発生しない5つの仕組みを総称したもの。ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）、ごみになるものは買わない（リフューズ）、修理して使用する（リペア）を指す。	1 2 3 4
公害防止協定	地方公共団体と企業などとの間で交わした公害防止に関する約束。	3 7
後期高齢者	75歳以上の人。なお、「高齢者」とは一般に65歳以上の人。	8 2 8 6
後期高齢者医療制度	75歳以上の高齢者などを対象とする他の健康保険とは独立した医療制度。	8 6
公共基準点	地球上の位置や平均海面からの高さが正確に測定された三角点、水準点、電子基準点などの測量の基準となる点。	5 3
交通安全施設	交通の安全と円滑、交通公害の防止などを目指して整備される交通管制センター、信号機、車両感知器、交通情報板、道路標識、道路標示などの施設。	1 4 5 2 7 6
コミュニティビジネス	地域の課題を地域住民が主体的に、ビジネスの手法を用いて解決する取り組みのこと。	1 4
砂防施設	そのまま放置すれば危険のある土砂の流れを抑制、調整して、自然に馴染ませながら、無害な土砂の流れにするための施設。	4 2
さとの風景区域	「長久手町景観基本計画」において定めた区域で、町東部の市街化調整区域を対象とし「心安らぐ『さと』の風景づくり」を目指す。	6 5
自衛消防組織	消防法において設置が義務づけられている一定規模を有する事業所などの自衛の消防組織。	7 3
施設の長寿命化	予防的な修繕及び計画的な架替えの視点に立って施設の寿命を延ばし、修繕などの費用を減らし、安全性や信頼性を確保すること。	5 2

語句	説明	ページ
児童クラブ	留守家庭などの小学生（概ね10歳未満）を対象に、放課後の居場所として活動する事業。	88
住工混在地域	住宅と工場などが混在した地域。	67
準用河川	国土交通省が指定する「一級河川」および都道府県知事が指定する「二級河川」以外の河川で、市町村長が指定したもの。	42
障害者自立支援法	障害者がある能力や適性に応じ、自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、必要な支援を行うことを目的として制定された法律	78
商圈	ある商業施設が影響を及ぼす地理的な範囲。	66
小中学校家庭教育推進事業	家庭教育の重要性の認識強化を図り、家庭や地域の教育力の向上と家庭教育の一層の充実を目的とした家庭教育学級などの事業。	115
人材バンク登録制度	技術や知識などを持っている住民を登録している本町の制度。	112
すいげんかんよう 水源涵養	森林の機能として、森林の土壌が降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量をならして洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる働きのこと。同じ意味として「緑のダム」とも言う。	57
水洗化人口	供用開始区域人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水を下水道で処理している人口。	59
水洗化率	供用開始区域人口のうち下水道利用人口の割合。	59
生活支援	生活保護法に基づき、生活に困っている人に対して、その程度に応じた経済的な援助を中心として、一日も早く自力で生活を立て直すために援助する国の制度。	84
生物多様性の保全	多くの種類の生き物がいて、それらがつながって生態系の豊かさやバランスが保たれている状態。	41
措置制度、支援費制度	平成15年に行政が障害者サービスを決定してきた「措置制度」を改め、障害者が契約に基づきサービスを選択し利用する「支援費制度」へと変更になった。	78
第1種、第2種兼業農家	農業以外の仕事で収入を得ている農家のうち、農業の収入が主である農家が第1種兼業農家、農業の収入が従である農家が第2種兼業農家。	46

語句	説明	ページ
地域公共交通協議会、法定協議会	平成 18 年に施行された改正道路運送法における「地域公共交通会議」、同 19 年に施行された地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく「法定協議会」。ともに自治体、住民、交通事業者、道路管理者、公安委員会、運輸局などが委員として参加し、地域における公共交通に関して協議する。	60
地域集落営墓地	地域集落が管理運営している墓地。	100
地区計画制度	都市計画法に基づき、ある一定のまとまりを持った「地区」を対象に、その地区の実情に合ったよりきめ細かい規制を行う制度。	48
町遺児手当	父または母が死亡または重度の障害を抱えるなどの理由により、児童及び養育している人に支給する本町の制度。	80
通所授産施設	障害者向けに、作業を通じて健康維持や生活習慣を習得させることを目的とする施設。	79
同報系防災行政無線	市町村が防災行政のために設置・運用する防災無線のことで、このうち住民に情報を伝達するためのシステムを「同報系無線」という。	73
特定外来生物	海外起源の外来生物であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれがあるものの中から指定された特定の生物。	41
特定目的基金	福祉や施設建設など、特定の目的のために地方公共団体が貯えている基金。	141
都市公園	都市計画施設もしくは都市計画区域内に設置される公園または緑地のこと。	38
DV（ドメスティック・バイオレンス）	夫や恋人からの暴力。	83
トリアージ	災害医療において、最善の救命効果を得るために、多数の傷病者を重症度と緊急性によって分別し、治療の優先度を決定すること。	91
ニューツーリズム	従来の物見遊山的な観光旅行に対して、テーマ性が強く、人や自然とのふれあいなど体験的要素を取り入れた新しいタイプの旅行と旅行システム全般を指す。テーマとしては、産業観光、エコツーリズム、グリーンツーリズム、ヘルスツーリズム、ロングステイなどが挙げられる。	71
農都共生	都市と農村における住民同士の交流を通じて、「豊かな自然とふれあいながらも都会的で便利な生活」の実現を目指す本町独自のまちづくりの理念。	7

語句	説明	ページ
パーク&ライド	自家用車での移動距離を短くすることを目指し、自宅から自家用車で最寄りの駅まで行き、車を駐車させた後、公共交通に乗り換えて目的地に向かうシステム。	61 63
PFI事業	公共サービスの提供に際して、従来のように公共が直接施設を整備せず、民間資金を利用して民間に施設整備と公共サービスの提供をゆだねる手法。	137
ヒートアイランド	空調機器や自動車などから排出される人工排熱の増加や、道路舗装、建築物などからの増加による地表面の人工化により、都心部の気温が公害に比べて高くなる現象。	39 53
被災者生活再建支援法	平成7年に起こった阪神・淡路大震災をきっかけに制定され、自然災害の被災者への支援に道を開いた法律。	72
一人あたり公園面積	平成16年にモリコロパーク（当時愛知青少年公園）が都市計画公園になったことから、一人あたり公園面積は28.5㎡で国の目標値を超え、ニューヨークの29.3㎡に迫るものとなっている。	38
病児・病後児保育	病気時及びその回復期に、まだ保育所や幼稚園などへ行けない子どもたちを預かり保育する制度。	88
フードマイレージ	食料の総重量と輸送距離を乗じて数値化したもの。フードマイレージが高い国ほど、環境に対して大きな負荷を与えていると推測される。	33
扶助費	社会保障制度の一環として、生活保護法や児童福祉法などに基づき被扶助者に対して支給する費用。	140
普通河川	河川法に基づく河川以外のもの（水路など）のうち、通称名のあるもの。	42
保安施設	防犯カメラ、防犯灯など保安のための施設。	109
放課後子どもプラン	放課後に子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、各市町村において教育委員会と福祉部局とが連携して策定するプラン。	89
放課後子ども教室	放課後や週末などに小学校の余裕教室などを活用し、地域住民の参画を得て、子ども達に学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などの機会を提供する事業。	113
防犯ボランティア団体	地域を自らの手で守るという意思により「地域安全活動」を行う団体。活動内容は登下校時の子どもの見守りや、夜の防犯パトロールなどである。	75
補助幹線道路	近隣住区内の交通の集散を受け持ち、沿線施設などへの円滑なアクセスや良好な生活空間の骨格を形成し、幹線道路を補完する道路。	52

語句	説明	ページ
ホスピタリティ	観光客や来訪者など町外から来た人々をもてなすこと。	125
まちの景観区域	「長久手町景観基本計画」において定めた区域で、市街化区域を対象とし「緑の『まち』の景観づくり」を目指す。	65
ユニバーサルデザイン	「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」という考え方に基づくデザイン。	79
幼児期家庭教育推進事業	講演会や人形劇などの開催を通し、幼児教育の重要性を啓発し、幼児期の家庭教育の充実を目的とする事業。	115
レファレンスサービス	利用者からの調査、質問に応じた資料を提供するサービス。	113
ローリング方式	計画の実施過程で、計画内容と実績、あるいは現実との間にズレが生じていないかを一定期間ごとにチェックし、ズレが生じた場合は、施策・事業の見直しや部分的な修正を行いながら、目標の達成を図る方式。本町では、毎年度見直しを実施。	3
ワーキングプア	正社員並み、あるいは正社員としてフルタイムで働いても、ギリギリの生活さえ維持が困難、もしくは生活保護の水準以下の収入しか得られない就労者の社会層。	102